

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について

(下線部分は今回改訂部分)

現 行	改 訂 後	備 考
<p>第1章 (省略)</p> <p>第2章</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 障害児相談支援給付費及び計画相談支援給付費</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 障害児相談支援と計画相談支援の適用関係 障がい児が障害福祉サービスと<u>障害児相談支援</u></p> <p>3 (省略)</p>	<p>第1章 (現行のとおり)</p> <p>第2章</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 障害児相談支援給付費及び計画相談支援給付費</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 障害児相談支援と計画相談支援の適用関係 障がい児が障害福祉サービスと<u>障害児通所支援</u></p> <p>3 (現行のとおり)</p>	<p>文章修正</p>

現 行	改 訂 後	備 考																																																
<p><b>4 支給単位・加算等</b></p> <p>(1) 計画相談支援</p> <p>ア サービス利用支援費</p> <table border="1" data-bbox="241 311 943 486"> <tr> <td colspan="3">支給決定後の利用計画の作成業務</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する</td> <td>1,458単位/月</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する</td> <td>729単位/月</td> </tr> </table> <p>イ 継続サービス利用支援費</p> <table border="1" data-bbox="241 512 943 662"> <tr> <td colspan="3">サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しや支給決定の変更等の申請勧奨</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する</td> <td>1,207単位/月</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する</td> <td>603単位/月</td> </tr> </table> <p><del>ウ 経過的服务利用支援費</del></p> <p><del>療養介護、重度障害者包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助を除くサービスを利用するものに対し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、上記ア、イに代わり以下ウ、エを適用する。</del></p> <table border="1" data-bbox="241 758 943 877"> <tr> <td>経過的服务利用支援費（Ⅰ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する</td> <td>1,611単位/月</td> </tr> <tr> <td>経過的服务利用支援費（Ⅱ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する</td> <td>806単位/月</td> </tr> </table> <p><del>エ 経過的服务継続サービス利用支援費</del></p> <table border="1" data-bbox="241 901 943 1029"> <tr> <td>経過的服务継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する</td> <td>1,310単位/月</td> </tr> <tr> <td>経過的服务継続サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する</td> <td>655単位/月</td> </tr> </table> <p>※取扱件数（サービス等利用支援費等の請求件数）は前6か月間の平均値</p> <p>平成31年4月1日以降に提供した計画相談支援については、全て上記ア又はイで請求を行う。</p>	支給決定後の利用計画の作成業務			サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,458単位/月	サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	729単位/月	サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しや支給決定の変更等の申請勧奨			継続サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,207単位/月	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	603単位/月	経過的服务利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,611単位/月	経過的服务利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	806単位/月	経過的服务継続サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,310単位/月	経過的服务継続サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	655単位/月	<p><b>4 支給単位・加算等</b></p> <p>(1) 計画相談支援</p> <p>ア サービス利用支援費</p> <table border="1" data-bbox="1093 327 1758 494"> <tr> <td colspan="3">支給決定後の利用計画の作成業務</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する</td> <td>1,462単位/月</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する</td> <td>731単位/月</td> </tr> </table> <p>イ 継続サービス利用支援費</p> <table border="1" data-bbox="1093 518 1758 662"> <tr> <td colspan="3">サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しや支給決定の変更等の申請勧奨</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する</td> <td>1,211単位/月</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する</td> <td>605単位/月</td> </tr> </table>	支給決定後の利用計画の作成業務			サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,462単位/月	サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	731単位/月	サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しや支給決定の変更等の申請勧奨			継続サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,211単位/月	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	605単位/月	<p>経過的服务利用支援費を削除</p> <p>単位の変更</p>
支給決定後の利用計画の作成業務																																																		
サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,458単位/月																																																
サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	729単位/月																																																
サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しや支給決定の変更等の申請勧奨																																																		
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,207単位/月																																																
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	603単位/月																																																
経過的服务利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,611単位/月																																																
経過的服务利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	806単位/月																																																
経過的服务継続サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,310単位/月																																																
経過的服务継続サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	655単位/月																																																
支給決定後の利用計画の作成業務																																																		
サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,462単位/月																																																
サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	731単位/月																																																
サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しや支給決定の変更等の申請勧奨																																																		
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,211単位/月																																																
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	605単位/月																																																

現 行

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援

ア 障害児支援利用援助費		
障害児支援利用援助費(Ⅰ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,620単位/月
障害児支援利用援助費(Ⅱ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	814単位/月
イ 継続障害児支援利用援助費		
継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,318単位/月
継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	659単位/月

※取扱件数(サービス等利用支援費等の請求件数)は前6か月間の平均値

改 訂 後

(2) 障害児相談支援

ア 障害児支援利用援助費

障害児支援利用援助費(Ⅰ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,625単位/月
障害児支援利用援助費(Ⅱ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	814単位/月
イ 継続障害児支援利用援助費		
継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40未満の部分について算定する	1,322単位/月
継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数(※)が40以上の部分について算定する	661単位/月

※取扱件数(サービス等利用支援費等の請求件数)は前6か月間の平均値

【参考】特定事業所加算算定要件 出典：令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料

計画相談支援等の取扱件数の算出方法について

○ 相談支援事業所における7月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下の表の通りであった場合、サービス利用支援費(障害児支援利用援助費)(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)(Ⅱ)は「基本報酬(Ⅰ)」および「下記に示す方法により算定する。」

種	1	2	3	4	5	6	7	8
事業所(計)の取扱件数(※)	40	45	50	40	45	50	55	70
うち計画相談支援	30	30	30	25	30	30	40	50
うち療育型相談支援	10	15	20	15	15	20	15	20
相談支援専門員数(人)	1	1	1	1	1	1	2	2

考え方の具体的な算出方法

○ 基本報酬(Ⅰ)を算定する件数は、「取扱件数(1月間)に計画件数(1人)を割り当てた計画相談支援費計画標準費の額の概75%の平均値、相談支援専門員の取扱件数の概75%の平均値で算出した値」が50以上である場合にあって、50以上の部分に相談支援専門員の配置数(※)の平均値を乗じて得た数(※)が50以下の場合は切り捨て、75%により算定することとなる。

○ 基本報酬(Ⅱ)は事業所との契約が新しい数から算定する。計画相談支援費計画標準費ともに行っている場合は、概80%の計画標準費を算出し、それの40%基本報酬(Ⅱ)を算定分が足りない場合は障害児相談支援標準費の概80%が新しい数から算定する。

7月分の請求額に75%	基本報酬(Ⅱ)に75%
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援費標準費の概(1月間)の平均値：<math>10 \times 100 + 100 \times 20 + 50 = 2,550</math> (A)</li> <li>相談支援専門員数(1月間)の平均値：<math>10 + 10 + 10 = 30</math> (B)</li> <li>取扱件数(Ⅰ) (A) <math>\div</math> (B) <math>\times</math> 1.5倍 (C)</li> <li>(C)が50以上のため、基本報酬(Ⅱ)を算定する必要があるが、算定分は、<math>10 \times 100 = 10,000</math> (D)となる。</li> <li>7月の請求額が50以上のため基本報酬(Ⅱ)を算定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援費標準費の概(1月間)の平均値：<math>10 \times 100 + 100 \times 20 + 50 = 2,550</math> (A)</li> <li>相談支援専門員数(1月間)の平均値：<math>10 + 10 + 10 = 30</math> (B)</li> <li>取扱件数(Ⅱ) (A) <math>\div</math> (B) <math>\times</math> 1.5倍 (C)</li> <li>(C)が50未満のため、7月の請求額において、基本報酬(Ⅱ)は算定せず。7月のサービス利用支援費(障害児支援利用援助費)(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(継続障害児支援利用援助費)(Ⅱ)を算定する。</li> </ul>

経過的服务利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費の削除

位の変更

取扱件数の算出方法について資料を掲載

現 行	改 訂 後	備 考																																																																			
<p>(3) 各種加算①</p> <table border="1" data-bbox="215 240 965 544"> <tr> <td data-bbox="215 240 490 411">サービス担当者会議実施加算</td> <td data-bbox="490 240 831 411">継続サービス利用支援等の実施時に、利用者の懇話等を訪問して実施することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、状況確認や必要な便宜の提供等について検討を行った場合に算定 ※会議の結果利用計画を作成する場合は算定不可</td> <td data-bbox="831 240 965 411">100単位/月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 411 490 544">サービス提供時モニタリング加算 ※基本報酬を算定しない月でも算定可</td> <td data-bbox="490 411 831 544">継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、直接確認し確認結果の記録を作成した場合に算定</td> <td data-bbox="831 411 965 544">100単位/月</td> </tr> </table>	サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援等の実施時に、利用者の懇話等を訪問して実施することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、状況確認や必要な便宜の提供等について検討を行った場合に算定 ※会議の結果利用計画を作成する場合は算定不可	100単位/月	サービス提供時モニタリング加算 ※基本報酬を算定しない月でも算定可	継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、直接確認し確認結果の記録を作成した場合に算定	100単位/月	<p>(3) 各種加算①</p> <table border="1" data-bbox="1070 240 1816 544"> <tr> <td data-bbox="1070 240 1341 411">サービス担当者会議実施加算</td> <td data-bbox="1341 240 1682 411">継続サービス利用支援等の実施時に、利用者の懇話等を訪問して実施することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、状況確認や必要な便宜の提供等について検討を行った場合に算定 ※会議の結果利用計画を作成する場合は算定不可</td> <td data-bbox="1682 240 1816 411">100単位/月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 411 1341 544">サービス提供時モニタリング加算 ※基本報酬を算定しない月でも算定可</td> <td data-bbox="1341 411 1682 544">継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、直接確認し確認結果の記録を作成した場合に算定</td> <td data-bbox="1682 411 1816 544">100単位/月</td> </tr> </table> <p>【参考】特定事業所加算算定要件 出典：令和元年度相談支援従事者指導者養成研修資料</p> <table border="1" data-bbox="1055 667 1832 1002"> <thead> <tr> <th>特定事業所加算算定要件</th> <th>大</th> <th>中</th> <th>小</th> <th>特</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ① 専ら相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が4名以上配置し、そのうち1名が相談支援専門員であること。</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) ② 専ら相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が4名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) ③ 専ら特定相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が3名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) ④ 専ら地方特定相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が2名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての重要事項に係る連絡等を行うための会議室を備えていること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(3) ①A 利用支援体制整備に、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を構築していること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4) 事業に採用した専ら相談支援業務に専ら従事する相談支援専門員（福祉研修終了者）の同行による研修を満了していること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(5) 高齢相談支援センター等から実施が困難な事例を紹介された場合においても、当該実施が困難な事例に係る専ら相談支援業務を実施していること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(6) 高齢相談支援センター等が実施する業務の割合等に準じていること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(7) 介護相談支援と障害児相談支援の両方とへの取組が専ら実施されていること。 <small>(1)～(6)のいずれも満たす場合は「大」、(1)～(6)のうち1つを満了して実施している場合は「中」、(1)～(6)のうち1つも満たさずかつ(7)のみの場合は「小」とする。</small></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援等の実施時に、利用者の懇話等を訪問して実施することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、状況確認や必要な便宜の提供等について検討を行った場合に算定 ※会議の結果利用計画を作成する場合は算定不可	100単位/月	サービス提供時モニタリング加算 ※基本報酬を算定しない月でも算定可	継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、直接確認し確認結果の記録を作成した場合に算定	100単位/月	特定事業所加算算定要件	大	中	小	特	(1) ① 専ら相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が4名以上配置し、そのうち1名が相談支援専門員であること。	○	—	—	—	(1) ② 専ら相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が4名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。	—	○	—	—	(1) ③ 専ら特定相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が3名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。	—	—	○	—	(1) ④ 専ら地方特定相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が2名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。	—	—	—	○	(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての重要事項に係る連絡等を行うための会議室を備えていること。	○	○	○	○	(3) ①A 利用支援体制整備に、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を構築していること。	○	○	○	—	(4) 事業に採用した専ら相談支援業務に専ら従事する相談支援専門員（福祉研修終了者）の同行による研修を満了していること。	○	○	○	○	(5) 高齢相談支援センター等から実施が困難な事例を紹介された場合においても、当該実施が困難な事例に係る専ら相談支援業務を実施していること。	○	○	○	○	(6) 高齢相談支援センター等が実施する業務の割合等に準じていること。	○	○	○	○	(7) 介護相談支援と障害児相談支援の両方とへの取組が専ら実施されていること。 <small>(1)～(6)のいずれも満たす場合は「大」、(1)～(6)のうち1つを満了して実施している場合は「中」、(1)～(6)のうち1つも満たさずかつ(7)のみの場合は「小」とする。</small>	○	○	○	○	<p>特定事業所加算算定要件について資料を掲載</p>
サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援等の実施時に、利用者の懇話等を訪問して実施することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、状況確認や必要な便宜の提供等について検討を行った場合に算定 ※会議の結果利用計画を作成する場合は算定不可	100単位/月																																																																			
サービス提供時モニタリング加算 ※基本報酬を算定しない月でも算定可	継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、直接確認し確認結果の記録を作成した場合に算定	100単位/月																																																																			
サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援等の実施時に、利用者の懇話等を訪問して実施することに加え、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して、状況確認や必要な便宜の提供等について検討を行った場合に算定 ※会議の結果利用計画を作成する場合は算定不可	100単位/月																																																																			
サービス提供時モニタリング加算 ※基本報酬を算定しない月でも算定可	継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、直接確認し確認結果の記録を作成した場合に算定	100単位/月																																																																			
特定事業所加算算定要件	大	中	小	特																																																																	
(1) ① 専ら相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が4名以上配置し、そのうち1名が相談支援専門員であること。	○	—	—	—																																																																	
(1) ② 専ら相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が4名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。	—	○	—	—																																																																	
(1) ③ 専ら特定相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が3名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。	—	—	○	—																																																																	
(1) ④ 専ら地方特定相談支援業務の提供に専ら従事する相談支援専門員が2名以上配置し、そのうち1名が福祉研修終了者であること。	—	—	—	○																																																																	
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての重要事項に係る連絡等を行うための会議室を備えていること。	○	○	○	○																																																																	
(3) ①A 利用支援体制整備に、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を構築していること。	○	○	○	—																																																																	
(4) 事業に採用した専ら相談支援業務に専ら従事する相談支援専門員（福祉研修終了者）の同行による研修を満了していること。	○	○	○	○																																																																	
(5) 高齢相談支援センター等から実施が困難な事例を紹介された場合においても、当該実施が困難な事例に係る専ら相談支援業務を実施していること。	○	○	○	○																																																																	
(6) 高齢相談支援センター等が実施する業務の割合等に準じていること。	○	○	○	○																																																																	
(7) 介護相談支援と障害児相談支援の両方とへの取組が専ら実施されていること。 <small>(1)～(6)のいずれも満たす場合は「大」、(1)～(6)のうち1つを満了して実施している場合は「中」、(1)～(6)のうち1つも満たさずかつ(7)のみの場合は「小」とする。</small>	○	○	○	○																																																																	
<p>※特定事業所加算（Ⅱ）及び（Ⅳ）については令和2年度までの経過措置</p>																																																																					

現 行	改 訂 後	備 考																		
<p>(4) 各種加算②</p> <table border="1" data-bbox="197 263 958 582"> <tr> <td>行動障害支援体制加算</td> <td>行動障害のある知的障がい者、精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定</td> <td>35単位/月</td> </tr> <tr> <td>要医療児者支援体制加算</td> <td>医療的なケアを要する児童や障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定</td> <td>35単位/月</td> </tr> <tr> <td>精神障害者支援体制加算</td> <td>精神科病院に入院又は地域で単身生活等をする精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定</td> <td>35単位/月</td> </tr> </table>	行動障害支援体制加算	行動障害のある知的障がい者、精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月	要医療児者支援体制加算	医療的なケアを要する児童や障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月	精神障害者支援体制加算	精神科病院に入院又は地域で単身生活等をする精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月	<p>(4) 各種加算②</p> <table border="1" data-bbox="1055 263 1816 582"> <tr> <td>行動障害支援体制加算</td> <td>行動障害のある知的障がい者、精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した<b>常勤</b>の相談支援専門員を<b>1名以上</b>配置し、その旨を公表している場合に算定</td> <td>35単位/月</td> </tr> <tr> <td>要医療児者支援体制加算</td> <td>医療的なケアを要する児童や障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した<b>常勤</b>の相談支援専門員を<b>1名以上</b>配置し、その旨を公表している場合に算定</td> <td>35単位/月</td> </tr> <tr> <td>精神障害者支援体制加算</td> <td>精神科病院に入院又は地域で単身生活等をする精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した<b>常勤</b>の相談支援専門員を<b>1名以上</b>配置し、その旨を公表している場合に算定</td> <td>35単位/月</td> </tr> </table> <p>○北海道で実施されている研修の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害支援者養成研修／行動援護従事者養成研修 ……</li> </ul> <p><u>行動障害支援体制加算の対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 …… 要医療児者支援体制加算の対象</li> </ul> <p><u>精神障がい者地域移行研修会 …… 精神障害者支援体制加算の対象</u></p> <div data-bbox="1041 933 1836 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】厚生労働省平成30年3月30日「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&amp;A VOL.1」問79「加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が、必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。」</p> <p>(答) 以下の場合については、加算の併給はできない。</p> <p>① 退院・退所加算と初回加算の併給</p> <p>② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給</p> <p>記録については、別添資料2の標準様式を参考として作成し、8年間保存しなければならない。（様式書に標準様式を掲載）</p> </div>	行動障害支援体制加算	行動障害のある知的障がい者、精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した <b>常勤</b> の相談支援専門員を <b>1名以上</b> 配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月	要医療児者支援体制加算	医療的なケアを要する児童や障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した <b>常勤</b> の相談支援専門員を <b>1名以上</b> 配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月	精神障害者支援体制加算	精神科病院に入院又は地域で単身生活等をする精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した <b>常勤</b> の相談支援専門員を <b>1名以上</b> 配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月	<p>体制加算を算定できる相談支援専門員の条件および対象となる研修について説明を追加</p> <p>加算に関する記録について厚生労働省Q&amp;Aを掲載</p>
行動障害支援体制加算	行動障害のある知的障がい者、精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月																		
要医療児者支援体制加算	医療的なケアを要する児童や障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月																		
精神障害者支援体制加算	精神科病院に入院又は地域で単身生活等をする精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月																		
行動障害支援体制加算	行動障害のある知的障がい者、精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した <b>常勤</b> の相談支援専門員を <b>1名以上</b> 配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月																		
要医療児者支援体制加算	医療的なケアを要する児童や障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した <b>常勤</b> の相談支援専門員を <b>1名以上</b> 配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月																		
精神障害者支援体制加算	精神科病院に入院又は地域で単身生活等をする精神障がい者に適切な計画相談支援をするため、所定の研修を修了した <b>常勤</b> の相談支援専門員を <b>1名以上</b> 配置し、その旨を公表している場合に算定	35単位/月																		

現 行	改 訂 後	備 考																																																										
<p>(5)加算③</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 261 465 347">地域生活支援拠点等相担強化加算 ※平成31年4月現在未実施</td> <td data-bbox="465 261 810 347">拠点機能を担う事業所が、連携する相担入所事業所への緊急時受入の対応をした場合に算定</td> <td data-bbox="810 261 945 347">700単位/月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 363 465 450">地域体制強化共同支援加算 ※平成31年4月現在未実施</td> <td data-bbox="465 363 810 450">月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の相担化と解決に向けて情報共有等を行う場合に算定</td> <td data-bbox="810 363 945 450">2,000単位/月</td> </tr> </table>	地域生活支援拠点等相担強化加算 ※平成31年4月現在未実施	拠点機能を担う事業所が、連携する相担入所事業所への緊急時受入の対応をした場合に算定	700単位/月	地域体制強化共同支援加算 ※平成31年4月現在未実施	月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の相担化と解決に向けて情報共有等を行う場合に算定	2,000単位/月	<p>(5)加算③</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1048 261 1326 347">地域生活支援拠点等相担強化加算 ※令和2年4月現在未実施</td> <td data-bbox="1326 261 1671 347">拠点機能を担う事業所が、連携する相担入所事業所への緊急時受入の対応をした場合に算定</td> <td data-bbox="1671 261 1805 347">700単位/月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 363 1326 450">地域体制強化共同支援加算 ※令和2年4月現在未実施</td> <td data-bbox="1326 363 1671 450">月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の相担化と解決に向けて情報共有等を行う場合に算定</td> <td data-bbox="1671 363 1805 450">2,000単位/月</td> </tr> </table>	地域生活支援拠点等相担強化加算 ※令和2年4月現在未実施	拠点機能を担う事業所が、連携する相担入所事業所への緊急時受入の対応をした場合に算定	700単位/月	地域体制強化共同支援加算 ※令和2年4月現在未実施	月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の相担化と解決に向けて情報共有等を行う場合に算定	2,000単位/月	<p>年度修正</p>																																														
地域生活支援拠点等相担強化加算 ※平成31年4月現在未実施	拠点機能を担う事業所が、連携する相担入所事業所への緊急時受入の対応をした場合に算定	700単位/月																																																										
地域体制強化共同支援加算 ※平成31年4月現在未実施	月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の相担化と解決に向けて情報共有等を行う場合に算定	2,000単位/月																																																										
地域生活支援拠点等相担強化加算 ※令和2年4月現在未実施	拠点機能を担う事業所が、連携する相担入所事業所への緊急時受入の対応をした場合に算定	700単位/月																																																										
地域体制強化共同支援加算 ※令和2年4月現在未実施	月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の相担化と解決に向けて情報共有等を行う場合に算定	2,000単位/月																																																										
<p>(6)計画相談支援と介護保険の居宅介護支援等との調整</p> <p>ア 居宅介護支援費重複減算Ⅰ</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-552単位</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-602単位</td> </tr> <tr> <td>経過的サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-705単位</td> </tr> <tr> <td>経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-705単位</td> </tr> <tr> <td>経過的継続サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>-50単位</td> </tr> </table> <p>イ 居宅介護支援費重複減算Ⅱ</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-854単位</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>-125単位</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-904単位</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>-300単位</td> </tr> <tr> <td>経過的サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-1,007単位</td> </tr> <tr> <td>経過的サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>-202単位</td> </tr> <tr> <td>経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-1,007単位</td> </tr> <tr> <td>経過的継続サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>-352単位</td> </tr> </table> <p>ウ 介護予防支援費重複減算</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">介護予防支援費が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-9単位</td> </tr> <tr> <td>経過的サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-112単位</td> </tr> <tr> <td>経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-112単位</td> </tr> </table>	居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される		サービス利用支援費（Ⅰ）	-552単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-602単位	経過的サービス利用支援費（Ⅰ）	-705単位	経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-705単位	経過的継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-50単位	居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される		サービス利用支援費（Ⅰ）	-854単位	サービス利用支援費（Ⅱ）	-125単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-904単位	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-300単位	経過的サービス利用支援費（Ⅰ）	-1,007単位	経過的サービス利用支援費（Ⅱ）	-202単位	経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-1,007単位	経過的継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-352単位	介護予防支援費が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される		継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-9単位	経過的サービス利用支援費（Ⅰ）	-112単位	経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-112単位	<p>(6)計画相談支援と介護保険の居宅介護支援等との調整</p> <p>ア 居宅介護支援費重複減算Ⅰ</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-553単位</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-604単位</td> </tr> </table> <p>イ 居宅介護支援費重複減算Ⅱ</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-856単位</td> </tr> <tr> <td>サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>-125単位</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-907単位</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅱ）</td> <td>-301単位</td> </tr> </table> <p>ウ 介護予防支援費重複減算</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">介護予防支援費が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される</td> </tr> <tr> <td>継続サービス利用支援費（Ⅰ）</td> <td>-9単位</td> </tr> </table>	居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される		サービス利用支援費（Ⅰ）	-553単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-604単位	居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される		サービス利用支援費（Ⅰ）	-856単位	サービス利用支援費（Ⅱ）	-125単位	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-907単位	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-301単位	介護予防支援費が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される		継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-9単位	<p>単位の變更</p> <p>経過的サービス利用支援費等に関する部分を削除</p>
居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される																																																												
サービス利用支援費（Ⅰ）	-552単位																																																											
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-602単位																																																											
経過的サービス利用支援費（Ⅰ）	-705単位																																																											
経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-705単位																																																											
経過的継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-50単位																																																											
居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される																																																												
サービス利用支援費（Ⅰ）	-854単位																																																											
サービス利用支援費（Ⅱ）	-125単位																																																											
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-904単位																																																											
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-300単位																																																											
経過的サービス利用支援費（Ⅰ）	-1,007単位																																																											
経過的サービス利用支援費（Ⅱ）	-202単位																																																											
経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-1,007単位																																																											
経過的継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-352単位																																																											
介護予防支援費が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される																																																												
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-9単位																																																											
経過的サービス利用支援費（Ⅰ）	-112単位																																																											
経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-112単位																																																											
居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される																																																												
サービス利用支援費（Ⅰ）	-553単位																																																											
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-604単位																																																											
居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される																																																												
サービス利用支援費（Ⅰ）	-856単位																																																											
サービス利用支援費（Ⅱ）	-125単位																																																											
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-907単位																																																											
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	-301単位																																																											
介護予防支援費が併算定される場合それぞれ右欄の額が減算される																																																												
継続サービス利用支援費（Ⅰ）	-9単位																																																											

現 行	改 訂 後	備 考
<p>5 利用者負担の上限額管理事務 (1)～(3) (省略)</p>	<p>5 利用者負担の上限額管理事務 (1)～(3) (現行のとおり) 【参考：計画相談支援給付費報酬算定構造】</p> 	<p>計画相談支援給付費報酬算定構造表を追加</p>

現 行	改 訂 後	備 考
	<p>【参考：障害児相談支援給付費報酬算定構造】</p>	<p>障害児相談支援給付費報酬算定構造表を追加</p>



現 行	改 訂 後	備 考
<p>第3章（省略）</p> <p>第4章（省略）</p> <p>第5章 継続サービス利用支援等のモニタリング期間 1（省略）</p> <p>2 上記1を超えて実施する場合 (1) 1か月ごと（3か月を限度） 障害福祉サービス等の新規支給決定者（初めて障害福祉サービスを利用する者）</p> <p>(2) 1か月ごと（1年を限度） ア～エ（省略）</p> <p>3～4（省略）</p>	<p>第3章（現行のとおり）</p> <p>第4章（現行のとおり）</p> <p>第5章 継続サービス利用支援等のモニタリング期間 1（現行のとおり）</p> <p>2 上記1を超えて実施する場合 (1) 1か月ごと（3か月を限度） 障害福祉サービス等の新規支給決定者（初めて障害福祉サービスを利用する者） <u>※ 支給開始決定後、障害福祉サービス等の事業者が見つからない等の理由で、サービス担当者会議の開催及びサービス等利用計画への本人同意が月遅れでなされた場合には、モニタリングは残りの月のみ実施してください。（例えば、4月1日に支給開始となり、モニタリングを4、5、6月の3か月実施する予定で、サービス等利用計画への本人同意が5月であった場合、5、6月のみモニタリングを実施する）</u> <u>※ 相談支援専門員は、日頃から障害福祉サービス等の事業者等と連携を図ることが求められます。</u></p> <p>(2) 1か月ごと（原則1年） ア～エ（現行のとおり）</p> <p><u>※ 1年間毎月モニタリングを実施した後、さらに上記ア～エに該当する場合には、更に1年以内の期間で毎月モニタリングを実施する旨を区担当者に報告し、担当者の確認を得た上で、5(2)に基づきモニタリング期間を変更できるものとします。</u></p> <p>3～4（現行のとおり）</p>	<p>新規 3か月毎月モニタリングの実施方法について説明を追加</p> <p>毎月モニタリング1年経過後に延長できる場合について説明を追加</p>

現 行	改 訂 後	備 考
<p><b>5 モニタリング実施期間</b></p> <p>(1) モニタリング期間に係る開始月と終期月</p> <p>ア モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月</p> <p>継続サービス利用支援等の実施開始月は、利用する障害福祉サービスの支給決定開始日が各月1日の場合は同月、開始日が各月1日以外の場合は翌月を原則とする。ただし、障害福祉サービス利用開始日が1日以外であっても上旬である場合は、同月に設定することも可能とします。</p> <p>また、継続サービス利用支援等の実施月は、障害福祉サービス等の有効期間の終期月において継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定します。</p> <p>イ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p><b>5 モニタリング実施期間</b></p> <p>(1) モニタリング期間に係る開始月と終期月</p> <p>ア モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月</p> <p>継続サービス利用支援等の実施開始月は、利用する障害福祉サービスの支給決定開始日が各月1日の場合は同月、開始日が各月1日以外の場合は翌月を原則とする。ただし、障害福祉サービス利用開始日が1日以外であっても上旬である場合は、同月に設定することも可能とします。</p> <p><u>モニタリングの実施は、利用計画の作成後、その実施状況の把握を行うことが目的です。そのための十分な期間において実施するよう努めてください。</u></p> <p>また、継続サービス利用支援等の実施月は、障害福祉サービス等の有効期間の終期月において継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定します。</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>(2)～(3) (現行のとおり)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○モニタリングを予定していた月に実施できなかった場合          継続サービス利用支援費及び継続障害児支援利用援助費は、モニタリング実施した月分を翌月10日までに国保連に請求します。          本人の都合等でモニタリングを予定した月ではない月に実施した場合、1年度のモニタリング予定実施回数以内であれば、実施した月分の報酬を請求することができます。          予定月ではない月に請求すると、国保連での報酬の仮審査で、“警告”が発せられ、市町村の二次審査を通過しないと請求が返戻されます。このような場合には、必ず国保連の仮審査処理結果票を確認の上、障がい福祉課までご連絡ください。</p> </div>	<p>計画作成とモニタリングを同月に行う場合の留意点を追加</p> <p>モニタリングを予定月に実施できなかった場合の請求方法について説明を追加</p>

第6章以降 (省略)

※様式

○サービス等利用計画案 様式 1-1

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 (計画様式 1-1)

利用者の氏名	利用者の性別	利用者の年齢	利用者の住所	利用者の電話番号
利用者の障害の種類	利用者の障害の程度	利用者の障害の発症時期	利用者の障害の経過	利用者の障害の診断
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援

※サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 (計画様式 1-1)

利用者の氏名	利用者の性別	利用者の年齢	利用者の住所	利用者の電話番号
利用者の障害の種類	利用者の障害の程度	利用者の障害の発症時期	利用者の障害の経過	利用者の障害の診断
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援

第6章以降 (現行のとおり)

※様式

(各様式は様式集に掲載)

○サービス等利用計画案 様式 1-1

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 (計画様式 1-1)

利用者の氏名	利用者の性別	利用者の年齢	利用者の住所	利用者の電話番号
利用者の障害の種類	利用者の障害の程度	利用者の障害の発症時期	利用者の障害の経過	利用者の障害の診断
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援

※サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 (計画様式 1-1)

利用者の氏名	利用者の性別	利用者の年齢	利用者の住所	利用者の電話番号
利用者の障害の種類	利用者の障害の程度	利用者の障害の発症時期	利用者の障害の経過	利用者の障害の診断
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援
利用者の現在の生活状況	利用者の現在の学習状況	利用者の現在の生活環境	利用者の現在の生活課題	利用者の現在の生活支援
利用者の将来の生活目標	利用者の将来の学習目標	利用者の将来の生活環境	利用者の将来の生活課題	利用者の将来の生活支援

モニタリング期間に関する記載を整理

